

玉東町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年5月

目 次

第1部 玉東町新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

第1章 はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策行動計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 対象とする疾患

第2章 玉東町新型インフルエンザ等対策の基本方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の主たる目的
- 2 新型インフルエンザ等の特徴
- 3 町計画における発生時期区分の取扱い
- 4 対策実施上の留意点
- 5 対策推進のための役割分担

第2部 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み

第1章 実施体制

- 1節 準備期
- 2節 初動期
- 3節 対応期

第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

- 1節 準備期
- 2節 初動期
- 3節 対応期

第3章 まん延防止

- 1節 準備期
- 2節 初動期

第4章 ワクチン

- 1節 準備期
- 2節 初動期
- 3節 対応期

第5章 保健

- 1節 準備期
- 2節 初動期
- 3節 対応期

第6章 物資

1 節 準備期

2 節 初動期

3 節 対応期

第7章 町民の生活及び地域経済の安定確保

1 節 準備期

2 節 初動期

3 節 対応期

第1部 玉東町新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策行動計画の目的

玉東町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町計画」という。）は新型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示すものとして、平成21年（2009年）に発生した新型インフルエンザAへの対応と教訓を踏まえ平成21年4月に策定された。

その後、平成25年（2013年）に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、国や地方公共団体等の責務のほか、国、都道府県及び市町村に行動計画の策定が法制化された。

令和2年（2020年）1月に、国内初の新型コロナウイルス感染症が確認され、全国的に感染が拡大する中、本町でも町民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者など、国を挙げての取り組みが進められてきた。

この度、新型インフルエンザ等政府行動計画（以下「政府計画」）及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）が改定されたことにより、次の新型インフルエンザ等の発生に備え、発生時には感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護するため、町計画を改定する。

2 計画の位置付け

特措法第8条に規定する市町村行動計画として、令和7年（2025年）3月に改定された県計画に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針を示すものである。

なお、町計画の取り組み状況を定期的に把握し、関係法令や計画の変更があれば、適宜見直しを行う。

3 特措法の対象となる疾患

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ② 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

第2章 玉東町新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の主たる目的

町行動計画は、以下の2つを主たる目的として、具体的な対策を定めるものである。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること
- ② 町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること

2 新型インフルエンザ等の特徴

(1) **特徴** これまでに人で流行したことの無い新しい型のインフルエンザウイルスによって引き起こされる感染症であり、季節性インフルエンザと似た症状が出ることも多いものの、免疫を持っていない人が多いため、感染が急速に拡大し、重症化するリスクが高いとされている。

(2) **発生の予測や阻止が困難であること** 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難であり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられないと考えられる。

(3) **町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与える** 長期的に多くの町民が罹患するおそれがあるうえ、治療法が確立されるまで時間を要し、患者の発生が一定の期間に集中すると医療機関の受入能力を超えるほか、働き手不足、事業所の休止、学校等の休校など町民の生命や健康、生活・経済全体が大きな影響を受けることが考えられる。

3 町計画における発生時期区分の取扱い

(1) **考え方** 新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ時期区分を設け、各区分において想定される状況に対応できるよう方針を示すものである。時期区分については、県計画に準じ、次の3つの時期区分を想定する。

1) 準備期（平時）

新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間

2) 初動期

新型インフルエンザ等の位置付けられる可能性がある感染症を探知して、国が発生を公表し、特措法に基づく政府対策本部及び熊本県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」）を設置するなど初動対応にあたる時期となり、町においても玉東町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）の設置を検討し、必要に応じて設置する期間

3) 対応期

国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

◎発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性、流行状況によっては、時期区分の期間は極めて短期間となる可能性もあり、必ずしも上記の時期区分どおりに進行するとは限らないことに加え、地域における発生状況や医療提供等は様々であるため、町は県及び近隣市町村と連携しながら対応する。

(2) 時期区分の想定

時期区分	想定される時期・期間
準備期 (平時)	・ 新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	・ 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に次の対応が行われる期間 (A) 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生の公表 (B) 特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置、対策本部の設置検討 (C) 基本的対処方針を策定、実行
対応期	・ 政府対策本部及び県対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策を講じる期間 ・ 中長期的に複数の感染拡大の波が生じることを想定し、さらに4つのフェーズに区分 (A) 封じ込めを念頭に対応する時期 (B) 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (D) 特措法によらない基本的な感染症に移行する時期

4 対策実施上の留意点

感染症危機に対応できる平時からの体制づくり

(1) 町計画書の参照と情報収集

- ① 県・近隣市町村との連携協力体制を構築する。
- ② 危機発生時の指揮系統の明確化する。
- ③ 感染症流行等情報を把握する。
- ④ 県、マスメディア、情報誌等の感染症情報等を確認する。

(2) 医療体制の強化

① 町内医療機関等における継続的な感染症関連研修、人材確保状況等把握するなど感染症防止対策への協力及び情報共有の連携を医師会等関係機関諸団体と行う。

② 保健所と連携協力しクラスター対応を行う。

(3) 物資・資源の備蓄と流通体制

マスク、ガウン、手指消毒液などの備蓄と定期的に更新する。

(4) 町民への啓発

① 正確な情報提供、危機発生時の広報手段（HP、LINE、防災無線）を構築するとともに、普段から手洗い、咳エチケット、衛生用品の備蓄などの健康教育・啓発を行う。

(5) 学校・企業・地域での連携体制

① 学校・職場での感染症対策マニュアルの策定し、オンライン授業の導入・訓練を行う。

ア. 基本的人権の尊重

① 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、適切な情報を発信し、感染者、感染者の家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見、差別等の防止について啓発を行う。

イ. 町民生活及び社会活動への影響の軽減

① 各種町民生活（税、生活困窮、ゴミ、日常生活の困り感、病気等）に係る担当課による電話及び窓口での相談体制を強化する。

② 新型インフルエンザ蔓延防止対策について町の方針を公表する。

③ ICT を活用した速やかなワクチン接種体制の構築し、町民への周知を行う。

ウ. 関係機関相互の連携協力の確保

① 町は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。

エ. 社会福祉施設等との連携協力

① 社会福祉施設等における感染症対策等を把握するとともに、日頃より感染症発症等情報共有及び相談しやすい体制を構築する。

(6) 感染症危機下の災害対応

① 感染危機下の自宅療養者等対応や避難所での感染症対策を行う。

(7) 記録の作成・保存

① 対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 対策推進のための役割分担

関係自治体、関係機関、事業者、住民等との役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を迅速かつ的確に実施し、

地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。その上で、政府行動計画においては、国の役割として次の取組みが掲げられている。

- ・WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進や、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・上記の取組み等を通じ、有事におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期（平時）に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により、対策の点検及び改善に努める。
- ・新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定する。
- ・有事には新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・国民等や事業者等の理解・協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する。

併せて、民間検査機関や医療機関等との検査措置協定や宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定を平時に締結することにより、検査や宿泊療養等の対応について、計画的に準備を進め有事には迅速に体制を移行し、対策を実行する。また、県は保健所設置市（熊本市）のほか、感染症指定医療機関等で構成する熊本県感染症対策連携協議会において、予防計画に基づく取組みに関する協議を行う。

(3) 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や生活支援、有事の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、迅速かつ的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実施する。

(4) 町民の役割

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人での基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践するよう努める。また、有事に備えて、個人でもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うように努める。有事には、発生の状況や予防接種等の実施情報等を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

新型インフルエンザ等対策の対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」を達成するため具体的な対策を定めるものである。それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び町民の社会経済活動の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の取組み

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町計画を作成・変更する。町計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる担当者に必要な研修を受講させるなど有事に対応できるよう養成等を行う。

1-3 国、県、近隣市町村等との連携の強化

- ① 町は、国、県、近隣市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や感染症専門機関等の連携体制を構築する。

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 町は、国、県が対策本部を設置した場合、町対策本部の設置を検討し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。
- ② 町は、発生段階の進捗に応じ、必要な人員体制整備が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じ、町単独事業における優先順位を選定するほか、地方債を発行することを検討する等、新型インフルエンザまん延防止対策に要する経費について所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 実施体制・維持

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、大部分以上の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するにあたり、必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援や協力を求める。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。

3-2 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行するなど財源を確保する。

3-3 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、当該町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-4 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止するが、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部を継続することも検討する。

第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1 町における情報提供・共有

- ① 町は、準備期から、国、県から新型インフルエンザの対策に関する適切な情報をリアルタイムに的確に町民に伝えるため、広報紙、町のホームページ、LINE、SNS等を活用するとともに相談対応（コールセンター設置等検討含む）を強化するため、電話等での相談体制を整える。
- ② 町は、平時から基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報を提供・共有を行う。
- ③ 町は、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、このような偏見・差別により患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等についても啓発する。
- ④ 町は、県、関係機関、団体等を含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努める。

第2節 初動期

2-1 町における情報提供・共有

- ① 町は、防災無線、広報、ホームページ、SNS等を活用し、子どもから高齢者、外国人等にも適切な情報を届けるとともに町民一人一人の感染防止活動が社会全体の感染防止対策に寄与すること等を啓発するとともに冷静に対応するよう周知する。
- ② 町は、国や関係機関等による情報一体的に閲覧できるようホームページに新型インフルエンザの特設サイトを立ち上げる。
- ③ 町は、準備期同様、関係機関、団体等を含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制を維持する。
- ④ 町は相談体制（コールセンター設置等含む）を設置し、整備の際は国が作成したQ&A等、お尋ねの多い内容等については整理したうえ情報提供・共有を行う。
- ⑤ 町は、準備期に引き続き、新型インフルエンザ感染に係る偏見・差別防止の啓発及び不確かな情報、偽・誤報、詐欺商法等拡散防止のため、繰り返し適切な情報を届ける。

第3節 対応期

3-1 町における情報提供・共有

- ① 町は、国・県と情報連携を強めるとともに、町民にとって最も身近な行政主体とし

ての責任を持ち、初動期に整備を行った情報体制、相談体制（予防接種に関する相談・健康に関する相談・生活困窮等）を強化する。

② 町は、身近な感染者が発生した場合等を想定し、個人が特定されないように慎重に配慮をするとともに初動期から引き続き、新型インフルエンザ感染に係る偏見・差別防止の啓発及び不確かな情報、偽・誤報、詐欺商法等拡散防止のため、繰り返し適切な情報を届ける。

③ 町は、引き続き、初動期と同様の情報提供・共有を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターや医療機関等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1 町内でのまん延防止対策

- ① 町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

町は、以下の表を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・血圧計、静脈路確保用品、輸液セット、生理食塩水、アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤等	<input type="checkbox"/> サージカルマスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 (S・M・L) <input type="checkbox"/> フェイスガード <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 濃盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン (赤・黒)、日付印、スタンプ台、はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机、椅子、スクリーン、延長コード、冷蔵庫、ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫、耐冷手袋等

1-2 ワクチンの供給体制

町は、町民に必要なワクチンを試算するとともにワクチンの保管拠点、ワクチンの安全な配送等町内医療機関等と連携協力し配送計画を立てる。

1-3 接種体制の構築

町は、平時より、町内医療機関等や医師会等の関係諸団体と臨時の新型インフルエンザワクチン接種に係る接種体制構築に取り組む。

1-4 特定接種

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等に集団的接種を基本に速やかに予防接種を実施するための特定接種体制の構築に取り組むとともに、対象となる職員数を

厚生労働大臣に報告する。

1-5 住民接種

- ① 町は、国、県、町内医療機関等や地区医師会等の協力を得ながら、希望する全町民が速やかに接種することができるように準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチンの接種が円滑な実施が可能となるよう接種対象者、接種の優先順位、人員体制、接種会場の確保、接種に必要な資材の確保、接種に係る町民への周知方法の策定、高齢者施設入所者等接種会場へ赴くことができない接種希望者への対応検討に努める。

接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B+C+D+E1+E2+F+G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- ② 町は、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、玉名郡市医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- ③ 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用しての全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外における接種を可能にするよう取り組みを進める。

1-6 情報提供・共有

町は、予防接種の実施主体として、国・県及び医師会等との連携のもと適切かつ効率的

な予防接種実施、健康被害の救済及び町民への情報共有等を行う。

1-7 関係各課分野と連携

町は、庁舎内の保健、医療、介護、障がい、学校、保育、子育て等に関する担当課との情報共有、連携協力を図る。

1-8 DXの推進

- ① 町は、予防接種対象者及び接種者の管理を行うため、必要なシステム改修を行いスムーズなワクチン接種遂行を推進する。
- ② 町は、デジタル化を推進し、スマートフォン、マイナンバーカードを活用した予防接種に係る町民負担の軽減を図る。

第2節 初動期

2-1 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2 ワクチンの接種に必要な資材の確保

町は、本格的な予防接種に体制に向け、必要資材を確保する。

2-3 特定接種

町は、接種体制を構築維持するため、町内医療機関等や医師会等関係諸団体と協力し医療従事者等の確保に尽力する。

2-4 住民接種

- ① 町は、町内医療機関等にワクチン接種体制に必要な人員等の確保状況を確認し、医師会等から協力を得て接種体制の構築及び維持を図る。
- ② 町は、予防接種対象者試算表をもとに、計画的にワクチン接種が遂行できるよう資材の確保を行う。
- ③ 町は、コールセンターの予約システムの構築を図り、接種体制を強化するとともにワクチン接種方法の周知を広報、防災無線、ホームページ等にて行う。
- ④ 町は、高齢者等接種会場まで来場が困難な場合の交通支援を検討するほか、高齢者施設等入所者が施設内にて接種できるよう体制を構築する。
- ⑤ 町は、医療機関等や地区医師会等と協議し接種会場においての、ワクチン接種に係る救急対応体制を構築するために必要な物品、薬剤等を確保する。
- ⑥ 町は、接種会場において、感染予防の順路、案内など工夫し、要配慮者を含むすべ

ての被接種者が安全かつ円滑にワクチン接種が行えるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、ワクチン接種対象者試算及び予約状況により、ワクチン必要量、割当量の調整を行う。
- ② 町は、ワクチン供給に不足や過剰が生じる恐れがある場合、県に報告し、支援を求める。

3-2 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1 特定接種

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、国が定めたワクチン接種運用に基づき、集団的な接種を基本として、本人に同意を得て特定接種を行う。

3-2-2 住民接種

- ① 町は、準備期及び初動期において構築した接種体制に基づき接種を進める。
- ② 町は、接種希望者や接種の進行状況を町内医療機関や地区医師会等と密に情報を連携し、状況に応じて接種の会場を増設し、その他必要資材の追加供給を行う。
- ③ 町は、既に発熱等の症状等感染の疑いがある場合など、接種会場に赴かないよう注意喚起するとともに、町が設置するコールセンター等に相談するなど周知をする。
- ④ 町は、高齢者等において、接種会場に赴くことができない接種希望者においては、送迎等の支援を行う。
- ⑤ 町は、高齢者施設等入所者については、施設代表者等と協議を行い入所者に負担の少ない接種体制を構築する。

3-2-2-1 接種に関する情報登録・提供・共有

- ① 町は、入力フォーム等の予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町は、予防接種の専門アプリ等を活用し接種勧奨、接種券の発行を行うとともに、紙ベースでの接種券発行も対応する。
- ③ 町は、接種会場や接種開始日等接種に係る情報を SNS、防災無線、チラシ等の配布に加え、質問事項が多い項目については、ガイダンスや特設ホームページ等にて案内する。
- ④ 町は、町民の予防接種データを健康管理システムに取り込むとともに転出、転入の際のデータ等関係市町村との事務連携を確実にし、町民各自の接種歴等閲覧可能な

体制を構築し、誤接種の防止と接種管理を行う。

3-3 健康被害救済

町は、予防接種の実施主体として、予防接種法に基づく予防接種により、健康被害が生じた場合（住所地以外での接種及び接種時本町の住民票を有していた者を含む）、予防接種被接種救済制度について、被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有

① 町は、予防接種勧奨を引き続き行うとともにワクチンの概要、予防接種を受ける方法、優先接種、申込方法、申込先、接種会場、連絡先、相談窓口その他必要事項を町民に周知をする。

② 町は、国・県等の情報を元に、まん延しているウイルスについて、潜伏期間、症状、対処、予防方法などを町民に提供する。

3-4-1 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗やワクチンの情報等について、国、県から示される情報、コールセンター等の連絡先、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2 住民接種に係る対応

① 町は、特措法第27条の2第1項に基づく、住民接種開始にあたって、地域の情勢として、新型インフルエンザに対しての不安感が強く、ワクチン需要が高いが、供給量が限られ、しかも新たなワクチンに対する情報が交錯しているおそれを推察し実施する。

② 町は、予防接種の実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。

③ 町は、広報や行政業務協力員の配布チラシを活用し、町民へワクチン接種の目的、優先順位の趣旨、国・県等から示されるワクチン情報を提供する。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1 感染症に関する情報提供

町は、国や県から提供された媒体を活用しながら、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、町民に情報提供・共有を行う。

第2節 初動期

2-1 リスクコミュニケーションの実施

町は、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得て、地域での発生状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。

第3節 対応期

3-1 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

2-1 物資不足時の対応

有事に感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、国に対し必要に応じて供給量の増加に向けた生産要請等を行い、それでもなお不足する場合は、医療機関等に対する個人防護具の配布等の対応等を検討する。

第3節 対応期

3-1 物資の相互融通

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 町民の生活及び地域経済の安定確保

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や庁舎内関係課での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等についてDXを推進するとともにDXに不慣れな方々や外国人等も含め支援が届くように留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町計画に基づき、感染症対策物資、その所掌事務のほか、食料品、生活関連物資等については、災害時食料等備蓄担当課及び関係各課と協力し備蓄する。
- ② 町は、町民及び町内事業所に対し新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

1-5 火葬体制の構築

町は戸籍事務担当課を窓口とし関係市町と連携し火葬体制の調整を行う。

第2節 初動期

2-1 遺体の火葬・安置

町は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進める。

第3節 対応期

3-1 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を

講ずる。〔保健こども課、福祉課〕

3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、必要に応じて高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。〔町民生活課、福祉課〕

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。〔教育委員会〕

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。〔総務課、産業振興課〕
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔総務課、産業振興課〕
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町計画に基づき、適切な措置を講ずる。〔総務課、産業振興課〕
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、初動期の対応を継続して行うとともに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施していることから県と連携して実施する。
- ② 町は有明広域行政事務組合と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させる。火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合は、一時的に遺体を安置できる施設等を確

保する。

- ③ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、厚生労働大臣が定める特例に基づき埋火葬手続きを行う。〔町民生活課〕

3-2 町民の生活及び町民経済の安定に関する措置

- ① 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において町計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。〔建設課〕
- ② 町は、まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるために必要な措置を講ずる。〔町民生活課〕